

訓練

施設敷地緊急事態における 防護措置の実施資料

令和4年2月11日

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部

1

実施方針

避難の対象となる施設敷地緊急事態要避難者

九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZにおける、以下の施設敷地緊急事態要避難者を対象（対象：1市 1,165人）

- 医療機関、社会福祉施設の入所者
- 在宅の避難行動要支援者
- その他の施設敷地緊急事態要避難者※
※ 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者。

防護措置に際しての基本的考え方

- 2月11日7時00分に薩摩半島西方沖にて地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。
- 保育所は休園を判断。通園前の園児は保護者と行動し、通園後の園児は保育所にて保護。全ての保護者に引渡し済みとの報告。（学校は休業日のため登校している児童等なし）
- PAZ内の観光客等一時滞在者は、自家用車等により帰宅等を開始済みとの報告。
- PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施により健康リスクが高まる者を除く）のうち、在宅の避難行動要支援者は鹿児島市内の避難先施設へ、医療機関（1施設）は鹿児島市及び姶良市の医療機関へ（4施設）へ、社会福祉施設（6施設）は鹿児島市の社会福祉施設（9施設）へ避難を実施。避難は支援者の車両又は自治体等が手配するバス、福祉車両を使用。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者（医療機関、社会福祉施設及び在宅の避難行動要支援者の一部）については、近隣の放射線防護対策を講じた屋内退避施設（又は自施設内）に移動し、屋内退避を実施。その上で、本人の容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難先へ避難を行う。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所（各集合場所）において緊急配布を実施。

一般住民への措置

- PAZ 内の一般住民には避難準備を要請。
- UPZ内の住民には屋内退避準備を要請。

2

避難の対象施設数及び対象者数

区分	PAZ							
	そう ろう 滄浪地区			より た 寄田地区			みず ひき 水引地区	
	施設数	対象者	避難の実施により健康リスクが高まる者	施設数	対象者	避難の実施により健康リスクが高まる者	施設数	対象者
医療機関及び社会福祉施設	—	—	—	1施設	18人 (職員:19人)	—	4施設	305人 (職員:305人)
在宅の避難行動要支援者	—	41人 (支援者:41人)	—	—	54人 (支援者:52人)	—	—	294人 (支援者:294人)
その他の施設敷地緊急事態要避難者*	—	26人	—	—	17人	—	—	167人
合 計	—	67人 (支援者:41人)	—	1施設	89人 (支援者:71人)	—	4施設	766人 (支援者:599人)
区分	PAZ			合 計				
	みね やま 峰山地区							
	施設数	対象者	避難の実施により健康リスクが高まる者	施設数	対象者	避難の実施により健康リスクが高まる者	施設数	対象者
医療機関及び社会福祉施設	2施設	34人 (職員:23人)	—	7施設	357人 (職員:347人)	11人 (職員:12人)		
在宅の避難行動要支援者	—	136人 (支援者:133人)	—	—	514人 (支援者:231人)	2人 (支援者:2人)		
その他の施設敷地緊急事態要避難者*	—	84人	—	—	294人	—		
合 計	2施設	254人 (支援者:156人)	—	7施設	1,165人 (支援者:578人)	13人 (支援者:14人)		

※ 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者。

3

施設敷地緊急事態（10条）における防護措置の実施計画

- PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者は、避難先（在宅の避難行動要支援者は鹿児島市へ（7施設）、医療機関は鹿児島市（3施設）及び姶良市へ（1施設）、社会福祉施設は鹿児島市（9施設））へ避難。
- 施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる方は、各放射線防護対策施設にて屋内退避し、避難の準備が整い次第、避難を実施。



4

移動手段の確保状況

▶ 移動手段については、施設保有車、九州電力(株)の車両、バス協定、タクシー協定に基づく要請による車両にて確保する。

車両配備場所		確保車両(人数:要避難者数/職員・支援者数)					手配状況
		避難先施設へ避難する方		避難の実施により健康リスクが高まる方			
		バス	車いす対応	ストレッチャー対応	車いす対応	ストレッチャー対応	
そうろう 滄浪地区	バス集合場所	2台(16人/16人)	—	2台(2人/2人)	—	—	・妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者は自家用車で避難
	自宅	自家用車 (25人/25人)	—	—	—	—	
よりた 寄田地区	社会福祉施設A	2台(16人/16人)	2台(2人/2人)	—	—	—	・施設保有車、九州電力(株)の車両、バス協定、タクシー協定に基づく要請による車両にて確保済
	バス集合場所	4台(40人/38人)	2台(2人/2人)	2台(2人/2人)	—	—	
	自宅	自家用車 (14人/14人)	—	—	—	—	
みずひき 水引地区	医療機関	20台 (198人/253人)	2台(2人/2人)	—	自施設内の放射線防護区域へ移動(11人/12人)		※1在宅の避難の実施により健康リスクが高まる方については福祉車両により近傍の放射線防護対策施設へ移動
	社会福祉施設B	1台(16人/16人)	2台(2人/2人)	—	—	—	
	社会福祉施設C	4台(66人/21人)	2台(2人/2人)	—	—	—	
	社会福祉施設D	1台(18人/9人)	—	—	—	—	
	バス集合場所	14台 (100人/100人)	2台(2人/2人)	2台(2人/2人)	—	—	
	自宅	自家用車 (194人/194人)	—	—	—	2台(2人/2人)*1	
みねやま 峰山地区	社会福祉施設E 社会福祉施設F	4台(32人/21人)	2台(2人/2人)	—	—	—	※1在宅の避難の実施により健康リスクが高まる方については福祉車両により近傍の放射線防護対策施設へ移動
	バス集合場所	6台(34人/31人)	2台(2人/2人)	2台(2人/2人)	—	—	
	自宅	自家用車 (102人/102人)	—	—	—	—	
合計		バス60台 (537人/521人) 自家用車 (335人/335人)	16台(16人/16人)	8台(8人/8人)	—	2台(2人/2人)	5

安定ヨウ素剤の緊急配布

- 安定ヨウ素剤の事前配布を受けた施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤を携行して避難実施。
- 全面緊急事態に至った際の安定ヨウ素剤の服用指示に備え、PAZのうち紛失等により安定ヨウ素剤を携行していない施設敷地緊急事態要避難者に対し、各地区のバス集合場所において安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。



留意事項

地震の対応状況

- 2月11日7時00分に薩摩半島西方沖にて地震が発生した。これにより、いちき串木野市（震度7）、薩摩川内市（震度6強）、鹿児島市（震度6強）、日置市（震度6強）等に物的被害が発生。
- 地震により自宅が被災した方は市町内の避難所へ避難。
- 地震により通行不能箇所が発生していることが確認されているが、施設敷地緊急事態要避難者の避難経路については経路の変更により確保されている。

バス等の確保

- 今後の避難の進捗状況については、関係機関が連携し把握するとともに、追加の車両等が必要な場合は、迅速に必要な措置を講ずるものとする。
- 避難用車両の確保が市災害対策本部で調整ができない場合は、県災害対策本部で調整を行う。

避難を円滑に行うための交通対策

- 鹿児島県、市町職員、警察官等により道路渋滞を把握し、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用した広報等の交通対策を実施する。

避難所等の開設準備状況

- 薩摩川内市避難所施設（鹿児島市）の7施設は開設準備中。医療機関・社会福祉施設の避難先施設は受入準備中。

7

留意事項

避難先で必要となる物資・燃料の確保状況

- 避難先で必要となる物資・燃料は、県及び受入先自治体の行政備蓄を活用するほか、県と災害協定を締結している指定業者等からの流通備蓄を避難所に供給する。
- このほか、避難所における食料品、衣料品については、日本赤十字社による救援物資（毛布、緊急セット等）を配分するほか、総務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、物資・燃料の安定的供給を要請し、確保に努める。

観光客等一時滞在者への対応

- 観光客等一時滞在者については警戒事態で自家用車等で帰宅等を開始済み。仮に一時滞在者がいた場合には、速やかに安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅。

8

対象地域住民への本方針の周知事項

- 施設敷地緊急事態要避難者の防護措置の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。
 - ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、エリアメールサービス等を活用し、複数の手段により住民に迅速・確実に周知すること。
 - ✓ 避難の実施により、かえって健康リスクが高まると考えられる避難行動要支援者は、放射線防護対策施設に屋内退避し、十分な準備が整った段階で避難を開始すること。
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。
 - ✓ 現在、放射性物質は放出されていないため、各市町の指示に従い、落ち着いて行動すること。

訓 練

全面緊急事態における 防護措置の実施資料

令和4年2月11日

原子力災害合同対策協議会

1

実施方針

避難の対象となる住民への措置

九州電力株式会社川内原子力発電所のPAZにおける、全ての住民を対象に避難を実施(対象:1市2,439人)

<防護措置に際しての基本的考え方>

- 2月11日7時00分に薩摩半島西方沖にて地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。

【薩摩川内市】

- PAZ内の住民は、鹿児島県鹿児島市内の避難先施設(7施設)へ避難を実施。避難は原則自家用車とし、困難な場合はバスを使用。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所(バス集合場所)において緊急配布を実施。
- 社会福祉施設等入所者、在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設や福祉避難所へ避難を実施。避難にはバス及び福祉車両を使用。

屋内退避の対象となる住民への措置

- 九州電力株式会社川内原子力発電所のUPZにおける7市2町(薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町)の住民は、屋内退避を実施(対象者数 198,143人)

2

避難及び屋内退避の対象者数

全面緊急事態における避難対象者数

市町地区	PAZ	
	対象者数	
鹿児島県 薩摩川内市		2,439人
合計		2,439人

※避難準備中(屋内退避中)の施設敷地緊急事態要避難者を除く。

屋内退避対象者数

関係市町名	UPZ		関係市町名	UPZ		
	対象者数	世帯数		対象者数	世帯数	
鹿児島県	薩摩川内市	86,206人	41,295世帯	日置市	26,064人	11,803世帯
	いちき串木野市	27,472人	13,233世帯	姶良市	5人	5世帯
	阿久根市	20,009人	10,045世帯	さつま町	15,405人	7,725世帯
	鹿児島市	834人	470世帯	長島町	819人	378世帯
	出水市	21,329人	9,900世帯	合計	198,143人	94,854世帯

3

全面緊急事態（15条）における防護措置の実施計画（1）

- 鹿児島県薩摩川内市のPAZ内の一般住民は、陸路にて避難先（鹿児島市）へ避難。
- 国道328号が通行不可のため、避難経路を変更して避難を実施。
- 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所（バス集合場所）において緊急配布を実施。



4

全面緊急事態（15条）における防護措置の実施計画(2)

○ 現状

池ノ段自治会内住民より、避難道路の一部が、「避難道路の一部が車両通行困難」との連絡を受け、薩摩川内市が現場を確認。
鹿児島県は、住民の救出に向け、陸上自衛隊（第8施設大隊）に派遣要請を実施し、現在現場へ向かっている。（9:50時点）

○ 今後の活動内容

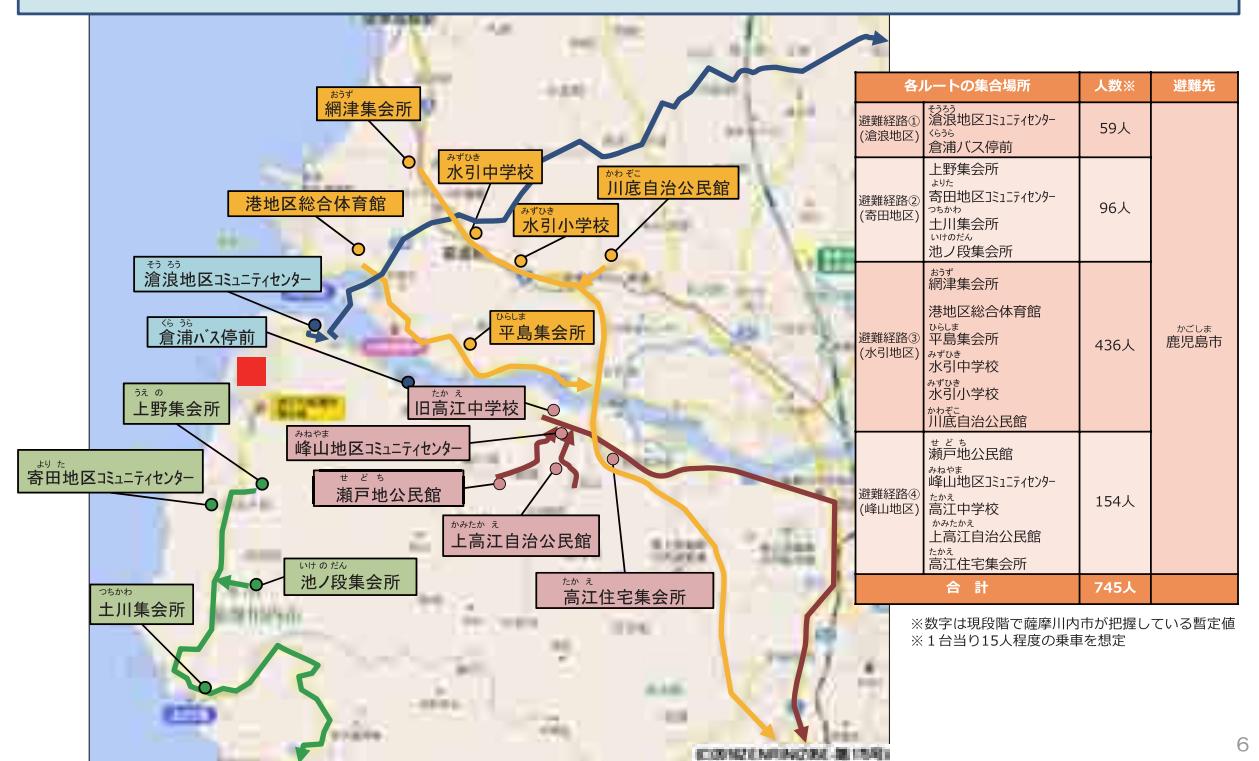
陸上自衛隊は、避難道路の状況を確認しつつ、池ノ段集会所から住民を救出し、陸自車両により住民22名（実動4名）を陸路により土川集会場まで移送を実施予定。その後、土川集会場にて陸自車両から避難用のバスに乗り換え、避難所までの避難を実施。



5

自家用車で避難できない住民の数及び各集合場所への配車順路

- 薩摩川内市による戸別訪問調査の結果、自家用車で避難できない住民は745人。
- 自家用車による避難できない住民は、各集合場所に集まり、鹿児島県が要請した車両で、避難先である鹿児島市へ避難。



6

薩摩川内市の移動手段の確保状況

▶ 薩摩川内市でのバスの確保台数については、以下の表のとおり。

車両配備場所	確保車両		手配状況
	バス	自家用車(参考)	
薩摩川内市	ルート1 (滄浪地区)	4台(59人)	鹿児島県バス協会にて確保済
	ルート2 (寄田地区)	6台(96人)	
	ルート3 (水引地区)	30台(436人)	
	ルート4 (峰山地区)	10台(154人)	
合計	50台(745人)	(1, 694人)	

7

安定ヨウ素剤の緊急配布

▶ 全面緊急事態では、あらかじめ配布している安定ヨウ素剤を服用して避難を行う。なお、紛失等により安定ヨウ素剤を携行していない住民については、安定ヨウ素剤緊急配布場所となっている集合場所等で受け取った上で避難を行う。



8

留意事項（1／3）

PAZの避難

- 今後の避難の進捗状況については、関係機関が連携し把握するとともに、追加の車両等が必要な場合は、迅速に必要な措置を講ずるものとする。

【薩摩川内市】

- 薩摩川内市の住民避難には、自家用車及びバスを使用し、鹿児島市の避難先施設（7施設）に避難する。

【安定ヨウ素剤】

- 避難に際しては、安定ヨウ素剤を服用して避難を行う。なお、安定ヨウ素剤の配布に関しては、以下のとおり。

- ✓ 事前配布されている住民に対しては、服用の上で避難を行う。
- ✓ 薩摩川内市の紛失等により安定ヨウ素剤を携行していない住民に対しては、集合場所17箇所で安定ヨウ素剤の配布を行う。

9

留意事項（2／3）

地震の対応状況

- 2月11日7時00分に薩摩半島西方沖にて地震が発生した。これにより、いちき串木野市（震度7）、薩摩川内市（震度6強）、鹿児島市（震度6強）、日置市（震度6強）等に物的被害が発生。
- 自衛隊の偵察及び関係機関の調査では、地震によりPAZ区域内及び近傍に通行不能箇所が発生していることが確認されているが、全面緊急事態における避難経路については避難経路の変更により確保されている。

バス等の確保

- 今後の避難の進捗状況については、関係機関が連携し把握するとともに、追加の車両等が必要な場合は、迅速に必要な措置を講ずるものとする。
- 避難用車両の確保が市災害対策本部で調整ができない場合は、鹿児島県災害対策本部で調整を行う。

避難を円滑に行うための対応策

- 鹿児島県、市町職員、警察官等により道路渋滞を把握し、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用した広報等の交通対策を実施する。

10

留意事項（3／3）

避難所等の開設準備状況

- 薩摩川内市避難所7施設(鹿児島市)は、開設中。
- 医療機関・社会福祉施設の避難先施設は受入中。

避難先で必要となる物資・燃料の確保状況

- 避難先で必要となる物資・燃料は、鹿児島県及び受入自治体の行政備蓄を活用するほか、鹿児島県と災害協定を締結している指定業者等からの流通備蓄を避難所に供給する。
- このほか、避難所における食料品、衣料品については、日本赤十字社による救援物資(毛布、緊急セット等)を配分するほか、総務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、物資・燃料の安定的供給を要請し、確保に努める。

屋内退避を行う住民への対応策

- UPZの住民に対して、無用な被ばくをしないために、屋内退避の周知を徹底する。
- 家屋の倒壊等により自宅での屋内退避が困難である場合には、各市町により設定された近隣の避難所等にて屋内退避を実施する。
- 屋内退避に必要となる物資は、各市町の行政備蓄を活用するほか、鹿児島県における流通備蓄を供給する。
- このほか、必要に応じて、総務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、安定的供給を要請し、確保に努める。

11

対象地域住民への本方針の周知に当たっての考慮事項

- 一般住民の避難等の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。
 - ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、エリアメール等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
 - ✓ 渋滞対策のため、自家用車の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。
 - ✓ 屋内退避をする住民は、慌てずに各市町の指示に従い、自宅内または近隣の避難所で屋内退避を行うこと。なお、外出は極力控えること。
 - ✓ 地震の影響により自宅にて屋内退避の実施が困難な場合は、地震の影響がない安全な近隣の指定避難所等での屋内退避を実施すること。
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。
 - ✓ 現在、放射性物質は放出されていないため、各市町の指示に従い、落ち着いて行動すること。

12

訓練

一時移転等の防護措置の 実施資料

令和4年2月12日

原子力災害合同対策協議会

1

一時移転（O I L 2）の実施方針

一時移転等の対象となる地区

- ① 薩摩川内市の樋脇地区、平佐東地区における住民を対象に、一時移転を実施
(薩摩川内市 計2地区 3,418人)
- ② 姶良市松生地区における住民を対象に、一時移転を実施
(姶良市 計1地区 5人)

一時移転等に際しての基本的考え方

【一時移転】

- 薩摩川内市の対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。一時移転に際しては、蒲生体育館にて安定ヨウ素剤の配布を受け、同体育館にて避難退域時検査を受けること。
- 姶良市の対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。一時移転に際しては、蒲生体育館にて安定ヨウ素剤の配布を受け、同体育館にて避難退域時検査を受けること。

【地域生産物の摂取制限】

- 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

2

一時移転の対象者数（住民）

区分	住 民		
対象地区	薩摩川内市		姶良市
	樋脇	平佐東	松生
訓練参加者	20	20	3
集合・出発地	樋脇小学校	平佐東地区 コミュニティセンター	防災行政無線 子局周辺
輸送手段	中型バス2台	中型バス2台	九電支援車両1台 消防車両1台
安定ヨウ素剤配布場所	蒲生体育館		
避難退域時 検査場所	蒲生体育館		
一時移転先	吉田北中学校	本名小学校	蒲生高齢者 福祉センター

3

薩摩川内市の一部地区におけるUPZ圏内から一時移転先施設までの主な経路



4

姶良市の一帯地区におけるUPZ圏内から一時移転先施設までの主な経路



5

薩摩川内市における自家用車で一時移転できない住民の数及び各集合場所①樋脇地区

- 自家用車で一時移転できない住民は、各集合場所に集まり、鹿児島県又は薩摩川内市が配車した車両で、一時移転先(想定)へ一時移転。

1. 一時移転等実施方針

集合場所	対象者数	うち訓練参加者
塔之原1区多目的集会施設	135	
南集会所	96	
田代自治公民館	78	
沢牟田自治公民館	48	
樋脇小学校	1,142	20
前床自治公民館	145	
上杉馬場、杉馬場、子田形公民館	97	
桝地山自治公民館	201	
村子田自治館	122	
岩下集会所	173	
樋脇中学校	400	
合計	2,637	20



参考、一時移転手段の確保状況

訓練参加者内訳			
バス		福祉車両	
必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数
中型バス 2 台	中型バス 2 台	—	—



6

薩摩川内市における自家用車で一時移転できない住民の数及び各集合場所②平佐東地区

- 自家用車で一時移転できない住民は、各集合場所に集まり、鹿児島県又は薩摩川内市が配車した車両で、一時移転先(想定)へ一時移転。

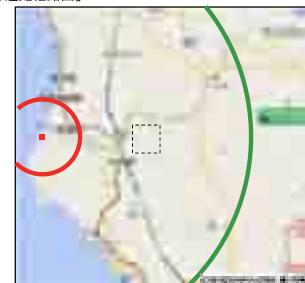
1. 一時移転等実施方針

集合場所	対象者数	うち訓練参加者
楠元下自治公民館	60	
楠元中自治公民館	56	
楠元上自治公民館	77	
平佐東小学校	226	
平佐東地区コミュニティセンター	84	20
瀬戸自治公民館	18	
飯母自治会館	133	
長野公民館	127	
合計	781	20



参考、一時移転手段の確保状況

訓練参加者内訳			
バス		福祉車両	
必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数
中型バス 2 台	中型バス 2 台	—	—



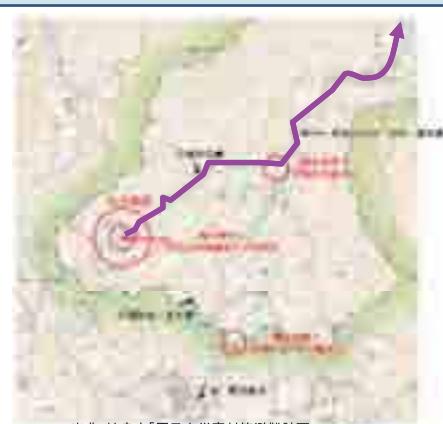
7

姶良市における自家用車で一時移転できない住民の数及び各集合場所 松生地区

- 自家用車で一時移転できない住民は、各集合場所に集まり、鹿児島県又は姶良市が配車した車両で、一時移転先である姶良市蒲生町へ一時移転。

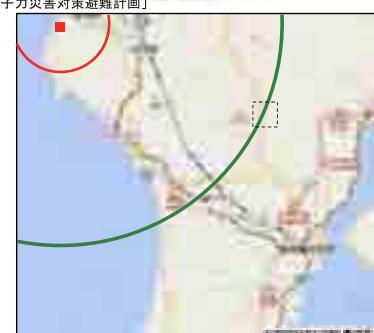
1. 一時移転等実施方針

集合場所	対象者数	うち訓練参加者
防災行政無線子局周辺	5	3
合計	5	3



参考、一時移転手段の確保状況

訓練参加者内訳			
バス		福祉車両	
必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数
九電支援車両 1 台 消防車両 1 台	九電支援車両 1 台 消防車両 1 台	—	—



8

対象地区住民への本方針の周知事項

- 一時移転等の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。
 - ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、エリアメール等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
 - ✓ 淀滞対策のため、自家用車の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。
 - ✓ 屋内退避をする住民は、慌てずに自治体の指示に従い、自宅内で屋内退避を行うこと。なお、外出は極力控えること。

I - 10 原子力防災訓練緊急時モニタリング実施地点

令和3年度原子力防災訓練 緊急時モニタリング実施地点

地点名	空間放射線量				大気中放射性物質		環境試料
	県測定局 (NaI,電離箱)	県測定局 (電子式)	九州電力 測定局	可搬型MP	大気モニタ	ヨウ素サンプラー	
港局	○						
久見崎局	○						
小平局	○						
上野局	○						
寄田局	○						
高江局	○						
隈之城局	○				○	○	
唐山局	○						
網津局	○						
水引小局	○						
港体育館局	○						
船間島局	○						
湯島局	○						
河口大橋局	○						
山神田局	○			○			
毎床局	○						
山ノ口局	○						
里局	○				○	○	
下山局	○			○			○
土川局	○						
羽島局	○				○		
大川中局	○				○		
湯田局	○				○	○	
陽成局	○				○	○	
高来小局	○				○		
青山局	○				○	○	
樋脇小局	○				○		
野下局	○				○		
南瀬局	○				○		
祁答院中局	○				○		
荒川小局	○						
昭和通局	○				○	○	
鶴見局	○				○		
鶴川内局	○						
長里局	○				○		
郡局	○				○		
武本局	○				○		
定之段局	○				○		

令和3年度原子力防災訓練 緊急時モニタリング実施地点

地点名	空間放射線量				大気中放射性物質		環境試料
	県測定局 (NaI,電離箱)	県測定局 (電子式)	九州電力 測定局	可搬型MP	大気モニタ	ヨウ素サンプラー	
泊野局	○				○		
田原局	○				○		
常盤局	○				○		
山門野局	○				○		
吉川局	○						
天辰局	○						
永利小局	○						
市比野小局	○						
藤川局	○						
宍野局	○						
山田局	○						
蘭牟田小局	○						
江石局	○						
鹿島局	○						
長浜小局	○						
手打小局	○						
旭小局	○						
川上小局	○						
市来中局	○						
西目小局	○						
折多小局	○						
尾崎小局	○						
田代小局	○						
上市来小局	○						
住吉局	○						
高尾野小局	○						
柊野局	○						
八重山局	○						
大山局	○						
赤瀬川		○					
三笠		○					
下特手		○					
浦		○					
木牟礼		○					
西出水		○					
宇都川路		○					
東郷藤川		○					
宇都塚		○					
紫尾峰		○					

令和3年度原子力防災訓練 緊急時モニタリング実施地点

地点名	空間放射線量				大気中放射性物質		環境試料
	県測定局 (NaI,電離箱)	県測定局 (電子式)	九州電力 測定局	可搬型MP	大気モニタ	ヨウ素サンプラー	
八幡		○					
鳥丸		○					
白男川		○					
平川		○					
紫尾		○					
流水		○					
亀山		○					
斧渕		○					
山崎		○					
副田		○					
轟		○					
朝陽		○					
蘭牟田		○					
山中		○					
八重		○					
藤本滝		○					
八重棚田		○					
入来峠		○					
冠嶽		○					
川上		○					
高山		○					
美山		○					
伊集院北		○					
境界北局			○				
北門南局			○				
境界東局			○				
正門西局			○				
境界南局			○				
南防波堤			○				
合計	67	33	6	2	22	6	1

川内原子力発電所モニタリングポスト位置図

